

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

科学技術省

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

第 23/2015/TT-BKHCHN 号

ハノイ、2015 年 11 月 13 日

通達

中古機械・設備・技術ラインの輸入の規定

科学技術省の機能・義務・権限および組織に関する 2013 年 2 月 26 日付政府政令第 20/2013/ND-CP 号に基づき、

国際的な商品の売買、海外との商品の売買、加工、通過の代理業に関する商法の施行細則を定める 2013 年 11 月 20 日付政府政令第 187/2013/ND-CP 号に基づき、

技術評価・鑑定・査定局長の提案を検討し、

科学技術大臣は、以下のとおり中古機械・設備・技術ラインの輸入を規定する通達を公布する。

第 I 章

共通規定

第 1 条. 適用範囲

1. 本通達は、ベトナム国内の生産、経営活動に使用する目的で、政府、政府首相、各省、省レベルの機関が規定する輸入禁止物品リストに属さない、財務省の 2015 年 7 月 1 日付第 103/2015/TT-BTC 号に付随するベトナムの輸出入物品リストに規定する HS コード第 84 類、85 類の中古部品、交換部品を含む中古の機械・設備・技術ラインの輸入条件および輸入申請手続きに関して定める。

2. 以下に該当する中古の機械・設備・技術ラインの輸入には本通達が適用されない。

a) 通過、積み替えの場合。

b) 輸出のための一時輸入（委託加工契約の実施のため一時輸入再輸出の場合及び投資プロジェクトの実施に関する生産、施工のため輸入の場合を除く）、輸入のための一時輸出の場合。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

- c) 外国との修理・メンテナンスサービス契約の実施の場合。
- d) 国内の輸出加工区内の企業、（輸出加工区に属しない）輸出加工企業からの移転、輸出加工企業間の移転の場合。
- d) 国内生産できない科学研究および技術開発活動に寄与するもの、専門管理の各省の要求に従って治安、国防に寄与するもの。
- e) 製品商品品質法の規定に従っての規定により公布した、安全性に悪影響を及ぼす可能性のある製品・商品リスト（第2グループ製品リスト）に属する機械・設備。
- g) HS コード 84.40 から 84.43 に属する印刷機械・設備。
- h) 政府、政府首相が輸入を許可した場合。

第2条. 適用対象

本通達は以下に適用される。

1. 中古機械・設備・技術ラインの輸入、部品・交換部品の輸入に関わる組織・個人（以下「企業」という）。
2. 本通達の規定に従って中古機械・設備・技術ラインの鑑定を実施する各鑑定組織。
3. 本通達第1条の規定に従って中古機械・設備・技術ラインの輸入に関わる国家管理機関。

第3条. 用語解釈

この通達における用語は次のように解釈される。

1. 「機械・設備」とは、使用目的に適った設計どおりに稼働させるための部品、部品群、交換部品を組み合わせた完全な構造体をいう。
2. 「技術ライン」とは、生産のための同期式稼働を確保する技術プロセスまたはダイアグラムに従って設置される機械・設備・ツール・デバイスのシステムである。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

3. 「部品・交換部品」とは、稼働している機械・設備・技術ラインの代替・修理または効率・生産性向上のために輸入される、機械・設備を構成する部品・部品群をいう。
4. 「中古部品・交換部品」とは中古機械、設備、技術ラインから取り外した「部品、交換部品」のことをいう。
5. 「設備の年式（単位：年）」とは、中古の機械・設備・技術ラインの製造年から輸入年までの期間をいう。輸入年とは製品がベトナムに入港する年をいう。
6. 「中古機械、設備、技術ライン」（以下「中古設備」という）とは、製造後に組立や稼働された機械・設備・技術ラインをいう。

第4条. 輸入管理原則

1. 中古設備は政府、政府首相、各省、省に相当する機関の製品輸入に関する規定を順守しなければならない。
2. 各省、省に相当する機関に文書によって管理されている輸入中古設備について各省、省に相当する機関の規定が適用される。その他の場合は本通達の規定に従って実施する。
3. 科学技術省がホームページに公開している旧式、低品質、環境汚染などの理由により各国が許可していない中古設備を輸入してはならない。
4. 企業は輸出国で中古設備の鑑定を行うことを奨励される。商品がベトナム港に入港した後に鑑定を行う場合、輸入企業は本通達の規定に定める製品の保管制度を適用することができる。

第II章

中古設備の輸入に関する要求

第5条. 一般的な要求

中古設備の輸入に際しては、現行法の規定に従った安全・省エネルギー・環境保護の要求を満たさなければならない。

第6条. 具体的な要求

1. 以下の条件を満たした場合は中古設備の輸入が認められる。
 - a) 設備の年式が10年を超えていない

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

- b) 国家技術基準（QCVN）もしくはベトナム標準（TCVN）または安全、省エネルギー、環境保護に関する G7 各国の規格に適合していること
2. 以下に掲げる新規投資案件と拡張投資案件を含む投資案件に関わる中古設備について：
- a) 投資方針決定の発行が必要な案件。
 - b) 投資方針決定の発行対象以外で、投資登録証明書の発行が必要な案件。

投資案件の書類に中古設備リストがあり、権限機関による投資方針の決定が定められ、投資法の規定に基づき投資登録機関から投資登録証明書が発給された場合は、本条第 1 項の規定は適用されない。

必要な場合、投資方針決定の権限機関および投資登録機関は、投資方針の決定又は投資登録証明書の発給前に、当該中古設備の技術に精通した専門機関と協議することができる。

3. 中古部品・交換部品は、生産企業が自社で稼働している設備に修理・交換の必要がある時にしか輸入できない。この場合、生産企業は自社又は他の企業に委任して輸入することができる。
4. 必要に応じ分野に応じて、各省の大臣、省に相当する機関の長が各管轄する分野の中古設備に対して、本通達第 6 条第 1 項で規定された設備年式より短い期間（10 年未満）を規定し、科学技術省に通知し管理を統一させることが出来る。

第 III 章

中古設備の輸入申請書類、手続きと鑑定

第 7 条. 中古設備の輸入書類

中古設備の輸入申請書類：税関法の規定に則った輸入申請書類に加え、企業は以下の追加書類を提出しなければならない。

1. 本通達第 6 条第 2 項に規定した各投資案件に属する中古設備の場合：
- 投資方針決定書又は投資登録証明書の公証写し 1 部と当該書類に付随する輸入予定の中古設備リスト原本 1 部。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

2. 中古設備の輸入におけるその他の場合（投資方針決定書又は投資法の規定に則った投資登録証明書で承認されているが、輸入予定中古設備リストがない案件を含む）：中古設備の製造年と製造規格が記載された次の技術書類のうち一つ。

a) 本通達第 6 条第 1 項の規定に適合することを示す中古設備の製造年と製造規格に関するメーカーの確認書原本 1 部。

b) 本通達第 6 条第 1 項の規定に適合することを示す中古設備の製造年と製造規格に関する本通達第 10 条第 2 項に規定された鑑定組織の鑑定証書原本 1 部。

第 8 条. 中古設備の輸入手続き

1. 税関機関は企業が提出した書類に基づき、中古設備が本通達第 6 条に定める条件を満たすか確認を行った上で、規定に従って通関手続きを実施する。

2. 商品の保管：

a) 中古設備の輸入時点において本通達第 7 条で規定される書類が揃っていない場合、企業は税関機関に以下の書類を提出した後、製品を保管することができる。

- 本通達第 10 条第 2 項に規定された鑑定組織の申請済承認がある鑑定申請書原本 1 部。

- 輸出入品に対する税関手続、税関検査・監督、輸出入関税および税務管理に関する財務省通達第 38/2015/TT-BTC 号の付録 V 雛形第 09/BQHH/GSQL 号に基づく商品保管申請書の原本 1 部。

b) 商品を保管した日から 30 営業日以内に、企業は税関機関に鑑定証書及び求められた書類を提出しなければならない。税関機関は中古設備が本通達第 6 条、第 7 条の条件を満たした場合に限り通関手続きを開始する。

鑑定後の結果が本通達第 6 条第 1 項および第 4 項に規定した条件を満たしていない場合、権限機関は本通達第 14 条の規定に基づいて処理する。

保管した中古設備は、通関手続きが完了した後でなければ組み立てたり、使用したりすることが出来ない。

c) 本通達第 6 条第 2 項に規定する投資案件に属する中古設備は、承認された案件又は登録した案件のみに使用されることとし、企業が破産、解散又は活動停止をする場合を除いて、他の案件又は企業に譲渡することはできない。

第 9 条. 中古部品・交換部品の輸入申請書類と手続き

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

1. 輸入申請書類：税関法の規定に則った輸入申請書類に加え、企業は以下の追加書類を提出しなければならない：

- a) 企業で使用している中古設備の修理・交換の目的で当該部品・交換部品を輸入する必要があることを説明すると同時に、交換に必要な数量・種類を輸入することおよび目的通りに使用することを誓約する文書の原本1部。
- b) 企業が輸入を委任する場合、生産企業の委任状の原本1部。
- c) 部品・交換部品の技術資料の写し1部（もしあれば）。

2. 税関機関は、書類が本通達第6条第3項と本条第1項に定める条件を満たすか確認を行った上で、通関手続きを開始する。

第10条. 中古設備の鑑定

1. 本通達第6条に規定する鑑定証書では、基本的な情報に加えて、以下の内容に関する判断を記載しなければならない。

- a) 中古設備の製造年、名称、ブランド、シリアルナンバー、型式、製造者名
- b) 中古設備の国家技術基準（QCVN）もしくはベトナム標準（TCVN）又は安全、省エネルギー、環境保護に関するG7各国の規格への適合性

2. 鑑定組織:

a) 本条第1項に定める鑑定証書を発行する鑑定組織は以下のとおり。

-商法に基づく事業登録がある機械・設備の鑑定機能を有する国内鑑定組織。

-所在国の法律に従って鑑定組織としての事業登録がなされ、機械・設備の鑑定機能を有する外国鑑定組織。

b) 鑑定組織はホームページで公開するため、科学技術省に以下に掲げる情報を送付しなければならない。送付される情報は次の通り：組織名、所在地、電話番号、Fax、ウェブサイト、商法に基づく経営登録証明書（国内鑑定組織の場合）、外国鑑定組織が活動を登録した当該国の権限機関による鑑定事業認可書の写しおよび領事認証済みのベトナム語の翻訳版（外国鑑定組織の場合）、鑑定申請書の写し、鑑定証書の写し。

3. 鑑定証書の有効期間：

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

商品がベトナムの港に入港する前の鑑定について、鑑定証書は入港前 6 ヶ月以内に発給されていれば有効である。

第 IV 章

実施

第 11 条. 科学技術省の責任

1. 各省、省に相当する機関と協力して、本通達及び関連文書に規定する中古設備輸入の管理活動を行う。
2. 科学技術省のホームページで定期的に旧式、低品質、環境汚染などの理由により各国が認可していない中古設備リストを公表する責任を負う。
3. 各省、省に相当する機関、省・中央直轄市の人民委員会と協力して、中古設備輸入企業の稼働時の安全、経済的、効果的なエネルギー使用、環境保護に関する法律の遵守を監査し、現行法令の規定に従って違反を処罰する。
4. 税関総局と協力して毎年、定期的に機械・設備・技術ラインの輸入状況（輸入者名、連絡先住所、機械・設備を使用する分野、原産国、輸入価額）の統計を取り、違反時の再輸出および処罰を行い、政府首相に報告する。
5. 本通達第 10 条第 2 項の要求を満たす国内外の鑑定機関一覧を纏め、その一覧を科学技術省のホームページで公表する（名称、所在地、ウェブサイト、電話番号、Fax、鑑定申請書の雛形、鑑定証書の雛形）。
6. 科学技術省は、技術評価・鑑定・査定局に本通達施行の窓口としての役割を委任する。

第 12 条. 企業の責任

1. 本通達及び関連の法的文書の規定に従って中古設備の輸入を厳格に実施する。
2. （輸入者自身が使用せず）商用目的で中古設備を輸入する企業は、本通達第 8 条の規定に従って通関手続きを完了した後にのみ商品を販売することができる。
3. 通関後、生産・経営時の組立や稼働の際に、安全・省エネルギー・環境保護に関する国の権限機関の検査を受け、本通達と関連法の規定に違反する場合は処罰を受ける。

第 13 条. 特別な場合

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

企業が生産経営活動を維持するために年式が10年を超える中古設備の輸入を必要とする場合、企業の書類および要請に基づき、科学技術省は各省庁と協力し当該事案に関する検討を行う。

第14条. 違反処分

1. 港湾または国境に到着した中古設備が、本通達第6条第1項の規定を満たしていないと鑑定された場合、企業は現行法令に従って処罰を受ける。鑑定の過程において、権限機関は企業の申請に基づいて再鑑定の可否を判定する。

2. 通関後、組立・使用される中古設備が稼働過程において安全・省エネルギー・環境保護に関する要件を満たしていない場合、企業は現行法令に従って処罰を受けなければならない。

第15条. 移行条項

本通達は、発効日以前に締結された売買契約および輸送手段に搭載された貨物には適用されない。

第16条. 施行効力

1. 本通達は、2016年7月1日から発効する。
2. 本通達が発効した日から、以下の文書が無効となる：中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する2014年7月15日付科学技術省通達第20/2014/TT-BKHCHN号、中古機械・設備・技術ラインの一時的輸入停止に関する2012年9月06日付科学技術省通知第2527/TB-BKHCHN号。
3. 本通達に引用した法的文書が改正、追加または変更された場合、新たな法令文書に基づいて実施される。
4. 本通達の施行過程において問題が発生した場合は、科学技術省へ報告しなければならない。 ./.

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。
※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

大臣

宛先：

- ・政府首相、副首相
- ・省、省に相当する機関、政府機関
- ・国家主席事務所、国会事務所
- ・税関総局
- ・省・中央直轄市人民委員会
- ・省・中央直轄市の投資計画局
- ・最高人民裁判所
- ・最高人民検察所
- ・広報
- ・法令文書検査局（司法省）
- ・保管：書類管理部、技術評価・鑑定・査定局

Nguyen Quan